

令和4年7月28日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会  
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の  
改定（Ver. 5.2）について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が依然続く中、本市においても予断を許さない状況であります。臨時休業の基準について、令和4年2月3日に、Ver. 5.1 に改定しましたが、濃厚接触者の待機期間について変更があり、改定（Ver. 5.2）しましたのでお知らせします。

市立学校におきましては、引き続き感染防止対策を徹底してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【濃厚接触者の待機期間について】


- ・感染者と最後に濃厚接触した日から原則5日間
- ・ただし、2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする

※なお、待機期間については、欠席ではなく、出席停止扱いとします。

市ホームページにも掲載しています。

※裏面の大阪府作成のフローチャートも参照してください。

## 新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～

年齢	65歳未満	65歳以上																																																
保健所の連絡	原則、保健所からの電話連絡はありません。	保健所から連絡します。 ※連絡までに時間を要することがあります。																																																
療養決定	下記の重症化リスクがなければ原則宿泊療養です。 ※ただし40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な場合は原則自宅療養です。(同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる場合は宿泊療養も可です。)	保健所が電話で状況を伺い療養決定します。																																																
基礎疾患の有無	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>①65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等※を複数持つ者 ※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下</p> <p>②妊娠している方</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>①②の重症化リスクなし → 保健所からSMSにより必要な情報を案内</p> <p>①②いずれかの重症化リスクあり → 保健所から連絡 保健所から連絡がない場合の対応 ①保健所へ連絡 ②保健所に繋がらない場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡</p> <p>その他重症化の不安因子がある → 療養方法を決定(保健所)</p> <p>①②の重症化リスクの有無にかかわらず保健所から連絡 → 療養方法を決定(保健所)</p> </div>																																																	
療養	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>療養方法を決定(保健所)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 30%;">宿泊療養もしくは自宅療養</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 30%;">入院</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: 30%;">宿泊療養</div> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html</a></p> <p>○宿泊療養を希望する場合や体調が悪化して受診したい場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡</p> <div style="text-align: right;">  (QRコード) </div> </div>																																																	
療養期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #d9e1f2;"> <th>0日</th><th>1日</th><th>2日</th><th>3日</th><th>4日</th><th>5日</th><th>6日</th><th>7日</th><th>8日</th><th>9日</th><th>10日</th><th>11日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例 2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td><td>2/8</td><td>2/9</td><td>2/10</td><td>2/11</td><td>2/12</td> </tr> <tr> <td>【有症状】 発症日</td> <td colspan="10" style="text-align: center;">療養期間(10日間※1) →</td> <td>療養解除</td> </tr> <tr> <td>【無症状】 検体採取日</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">療養期間(7日間※1) →</td> <td>療養解除</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>有症状者は発症日を0日目として10日間、無症状者は検体採取日を0日目として7日間は自宅待機してください。 ※1 療養期間中に症状がある場合は療養期間が変わりますので保健所へご連絡ください。</p>		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	例 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	【有症状】 発症日	療養期間(10日間※1) →										療養解除	【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間※1) →							療養解除			
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日																																							
例 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12																																							
【有症状】 発症日	療養期間(10日間※1) →										療養解除																																							
【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間※1) →							療養解除																																										

### 同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

【あなたの同居者に、次の2つをお伝えください。】

#### ①自宅待機・外出自粛・健康観察

陽性者との最終接触日を0日目として**5日間\***  
(健康観察は7日間経過するまで実施)

#### ②検査

**無症状:** 医療機関を受診せず、自宅待機  
**有症状:** 速やかに医療機関を受診

\*別の同居者が陽性となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinokoujigyou.html>



(QRコード)

(令和4年7月28日 Ver.5.2)

## 和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準

本基準は、令和2年7月3日付 教保第1480号「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」(大阪府教育庁)に基づき、和泉市教育委員会として策定。令和3年8月27日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」(文部科学省)を踏まえ、Ver.4に改定。令和4年1月26日付「府立学校における今後の教育活動等について」を踏まえ、Ver.5に改定。令和4年1月31日付教保第2644号「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の変更について」を踏まえ、Ver.5.1に改定。令和4年7月25日付教小中第2048号「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」を踏まえ、Ver.5.2に改定。今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定するものとする。

	感染が判明	濃厚接触者に特定	発熱咳等の症状あり
児童生徒本人 (教職員含む)	療養期間中は 出席停止(※1)	原則として5日間 出席停止(※2)	自宅で休養・病院受診 (出席停止)
当該学校	下記判断基準参照	休業としない	休業としない
周辺の学校	休業としない (市教委にて判断)	休業としない	休業としない

### 【臨時休業の判断基準】

次の場合に、臨時休業の実施及び期間等について決定する。

- ・直近3日間の陽性者及び学校内における濃厚接触者が学級において複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。
- ・複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業とする。
- ・上記以外においても、感染者や風邪症状等の人数の状況を踏まえ、臨時休業の実施及び期間等について決定する場合があるものとする。

「※1」・・・発症日から10日間以上経過、かつ症状軽快から72時間以上経過していれば療養解除

ただし、無症状の場合は、検体採取日から7日間以上経過すれば療養解除

「※2」・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする

◇市立幼稚園及び保育園については、保健所等関係機関と相談した上で個別に対応する